

近畿地方整備局 滋賀国道事務所
資料配布

配布日時	平成22年12月22日 14時00分
------	-----------------------

件名	「事故ゼロプラン」(事故危険区間重点解消作戦) の取り組みについて(滋賀県ブロック) ～事故危険区間選定の考え方(滋賀県の直轄国道)を作成しました～
----	--

概要	<p>○「事故ゼロプラン」(事故危険区間重点解消作戦)の取り組みについて、事故危険区間選定の考え方を作成しましたので、お知らせします。</p> <p>○選定の考え方の作成にあたっては、12月9日(木)に「滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議」を開催し、アドバイザー委員諮問を実施しましたので、議事概要についてお知らせします。</p>
----	---

取り扱い	_____
------	-------

資料配布先	○滋賀県政記者クラブ
-------	------------

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 T e l 077-523-1741 (代) F a x 077-522-1764 副所長 板垣 勝則 (内線204) 交通対策課長 伊藤 正一 (内線471)
--------	---

**「事故ゼロプラン」(事故危険区間重点解消作戦)
の取り組みについて(滋賀県ブロック)**
～事故危険区間選定の考え方(滋賀県の直轄国道)を作成しました～

1. 概要

国土交通省では、事業の透明性・効率性を高めるため、交通安全事業について、データや地域の声等に基づいた「事故ゼロプラン」の取り組みを進めています。

この取り組みでは、地域の交通安全面からの課題を踏まえた事故危険区間リストを作成し、このリストから新たな交通安全事業の事業箇所を選定することとしています。

この取り組みについて意見交換を行うため、12月9日(木)に「滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議」を開催し、あわせてアドバイザー委員諮問を11月25日(木)及び12月10日(金)を行いました。

本会議では、直轄国道の事故危険区間リストの作成にあたり、区間選定の選び方、地方公共団体等からの意見収集結果について確認し、推進連絡会議(アドバイザー会議)としての意見をとりまとめました。

本会議の意見をふまえ、滋賀県内の直轄国道における事故危険区間選定の考え方を作成しました。(別紙)

今後、選定の考え方に従い、事故危険区間リスト(滋賀県内直轄国道)を作成します。作成したリストは、滋賀国道事務所のホームページにて公開する予定です。

2. 会議概要

(1)開催日時：平成22年12月9日(木)

(2)開催場所：滋賀国道事務所 3階会議室
(大津市竜が丘4-5)

(3)委員構成

○滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議
委員 国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所
委員 滋賀県警察本部
委員 滋賀県

○アドバイザー委員諮問

委員 立命館大学 理工学部 都市システム工学科 教授 塚口博司
委員 同志社大学 心理学部 教授 内山伊知郎
委員 立命館大学 理工学部 都市システム工学科 准教授 小川圭一
(敬称略)

(4)議題：

- 事故危険区間リストの抽出基準の考え方
- 地方公共団体等からの意見収集結果について
- アドバイザーの意見を踏まえた副題(サブタイトル)の決定について
- 広報について

(5) 議事概要 :

○リストの抽出基準や内容について次のような意見が出された。

- ・ 高齢者事故の分析に当たっては、第1当事者だけではなく、第2当事者からの分析も必要。同時に高齢者事故の特徴を把握する必要がある。
- ・ 公表したリストに対し、事業の実施に向けて、優先度を検討する必要がある。その場合、将来的な人口構成比の変化などの要因を考慮する必要がある。
- ・ 高齢者事故が多発している地点を集めて特徴を分析し、これに基づいた対策案を検討する必要がある。
- ・ 事故の特徴に合わせたハード・ソフトの対策を検討する必要がある。

事故危険区間選定の考え方（滋賀県の直轄国道）

滋賀県内の直轄国道を対象に、透明性及び効果等の観点に基づき、事故が多く発生している区間はもちろん、警察、自治体・道路利用者などが危険性を感じている区間についても、事故危険区間として選定します。

事故 が 多 く 発 生 し て い る 区 間 （ 事 故 デ ー タ に 基 づ く 選 定 ）	事故が特に多く発生している区間
	●以下に該当する区間 ・死傷事故率 300件／億台km以上
	事故が多く発生しており、重大事故につながりやすい区間
	●以下に全てに該当するまたは一部が該当する区間 ・死傷事故率 100件／億台km以上 ・重大事故率 10件／億台km以上 ・死亡事故率 1件／億台km以上

警 察 ・ 自 治 体 等 （ 地 域 の 声 に 基 づ く 選 定 ） を 指 摘 さ れ た 区 間	交通事故の危険性が指摘された区間
	●警察から事故危険性に対する指摘のあった区間
	通学児童の安全を確保すべき区間
	●自治体等から通学児童の危険性が指摘された区間 ・歩道がないもしくは歩道幅員が0.5m以下の区間 ・通学路、もしくは歩道が整備されれば通学路に指定される区間
	歩行者の安全を確保すべき区間
	●自治体等から危険性が指摘された区間（歩行者の安全上必要となる以下の区間） ・歩行者もしくは自転車が関係する事故が発生している区間 ・歩道がなく不連続となり、歩行者動線の確保が必要である区間 ・公共施設等を相互に結ぶ経路上にあるが歩道がない区間

- ※ 死傷事故率とは、1万台の車が1万km走行した場合に発生する事故件数。
- ※ 重大事故とは、死亡事故または30日以上の治療を要する負傷者が発生した事故。
- ※ 自治体等とは、沿道市町、JAF、道路利用者を示す。
- ※ 事故データは平成17年～20年のデータを使用。

事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）

○国土交通省では、道路事業の透明性・効率性を高めるため、局所的な事業は「成果を上げるマネジメント」を進めることとしており、そのうち、交通安全事業については、「事故ゼロプラン」（事故危険区間重点解消作戦）の取り組みを進めています。

○なお、関連記者発表資料の存在場所は次のとおりです。

□国土交通省本省HP

・ [「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」の策定について](#)

(国土交通省本省ホームページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2010/10/09 「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」の策定について)

・ [政策目標評価型事業評価の導入に係る道路事業における取り組みについて](#)

(国土交通省本省ホームページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2010/10/09 政策目標評価型事業評価の導入に係る道路事業における取り組みについて)

□近畿地方地方整備局HP

・ [直轄国道の事故危険区間の選定作業に着手](#)

(近畿地方整備局ホームページ > 報道発表 > 直轄国道の事故危険区間の選定作業に着手)